

海外の日本人高校生への支援

令和7年度予算額
(前年度予算額)

114百万円
19百万円)



文部科学省

事業趣旨

- 文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を国が補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。
※ 国の事業として直接実施

事業内容 (事業実施期間：平成26年度～)

- ◆ 日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。
- ◆ 受給資格要件として、日本国籍を持つことその他、高等学校等就学支援金制度と同様に所得制限を設け、年収910万円未満の世帯の生徒を対象に118,800円を支給。
※令和7年度においては、年収約910万円以上世帯に118,800円を上限に支給する経費を、国会の予算修正により計上（対象拡大+860人）
- ◆ 令和2年度から、支給上限額（297,000円）を、年収590万円未満世帯まで拡充（それまでは年収270万円未満世帯まで）
- ◆ 補助対象期間は36月（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大12月延長して支給）

対象となる 在外教育施設

※ 対象となるのは、文部科学大臣の指定又は認定する以下の在外教育施設

上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、立教英国学院（英国）、帝京ロンドン学園（英国）、スイス公文学園（スイス）、慶応義塾ニューヨーク学院（米国）

実施 主体

国

補助 割合

国 10/10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)